手動セキュリティ診断サービス約款

第１条（約款の適用）

１．この手動セキュリティ診断サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する「手動セキュリティ診断サービス」（以下、「本サービス」といいます。）に適用される基本サービス約款です。

２．本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第２条（サービスの内容）

１．本サービスは、利用者が指定するウェブアプリケーション（単一のウェブページのみから構成されるシングルページアプリケーションを含みますが、これに限りません。）に対して、ツールによる自動診断と専門エンジニアによる手動診断を適切に組み合わせ、当該ウェブアプリケーションの性質に応じた脆弱性診断を実施し、その結果に基づく報告書を提供するものです。本サービスの内容及び利用条件の詳細は、サービスサイトにおいて定めるものとします。

２．本サービスには、オプションサービスとして、前項に定める脆弱性診断後の再診断及び診断を担当した専門エンジニアによる診断内容の詳細説明が含まれます。オプションサービスの内容及び利用条件の詳細は、サービスサイトにおいて定めるものとします。

第３条（利用契約の申込み）

１．本サービスの利用を希望する者（以下、「利用希望者」といいます。）は、当社所定の方法により見積依頼を行い、診断対象の URL その他当社が必要と認める情報（以下、総称して「利用希望者情報」といいます。）の提供及び事前のヒアリングに協力するものとします。

２．当社は、前項に定める情報及びヒアリングに基づき、利用希望者に対して、見積書を発行します。利用希望者は、当該見積に基づいて、利用を希望する具体的なサービスの内容を記載した当社指定の注文書（以下、「注文書」といいます。）を提出して、本サービスの申込みをするものとします。

３．当社は、見積金額に応じて与信審査を実施することがあります。与信審査の結果、当社が本サービスの提供に支障があると判断した場合、本サービス利用の申込みを承諾しないことがあります。

第４条（再委託）

１．当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を、当社の指定する事業者（以下、「再委託先」といいます。）に再委託することができるものとします。

第５条（利用者情報の提供）

１．利用者の個人情報及び本サービスに関連して利用者から当社に提供される情報（以下、総称して「利用者情報」といいます。）は、本サービスの提供（本サービスのメンテナンス及びサポートの提供を含みますが、これらに限られません。以下、同じ。）のために当社が必要と認める範囲で、再委託先に提供され、本サービスの提供を行うために再委託先が利用することができ、利用者はこのことに同意するものとします。

２．利用希望者からの利用希望者情報、又は利用者からの利用者情報の提供が不十分であることにより本サービスの全部又は一部を実施できない場合、当社は相当期間を定めて催告し、なお提供がないときは、申込みを拒絶し、又は本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第６条（利用者情報の取扱い）

１．当社及び再委託先は、利用者情報及び本サービスの提供により取得した利用者の診断結果その他の技術情報を、本サービスの見積及び提供並びに本条に明示的に定める目的に限り、利用するものとします。

２．当社及び再委託先は、利用者を特定できないように加工・匿名化した統計情報として、当社が取得した利用者の診断結果を利用することができます。

第７条（報告書の提供）

１．当社は、診断完了後、診断結果を記載した報告書を、利用者に対し日本語又は英語で提供します。

２．本サービスに関連して作成される報告書に関する著作権を含む一切の知的財産権は、当社又は当社が指定する再委託先に帰属します。本条に基づく報告書の提供は、本条に具体的に定めるものを除き、当社又は再委託先が利用者に対し、当該報告書に関する知的財産権を譲渡又は実施許諾するものではありません。

３．利用者は、報告書を自社（親会社、子会社及び関連会社を含みます。）の内部利用の目的に限り使用することができ、当社又は再委託先の事前の承諾なく、頒布、公衆送信その他の利用をしてはなりません。

第８条（契約期間及び解約）

１．本サービスの契約期間は、注文書で定めるものとします。

２．基本約款における契約期間及び解約の規定にかかわらず、利用者は、本サービスの診断申込みが成立した後、報告書の提供が完了するまでの間、本サービスの利用契約を途中で解約することはできません。

第９条（禁止事項）

１．利用者は、直接的又は間接的に、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法で、本サービスに関し、脆弱性診断の方法（本サービスで使用されているプロトコル又は診断アルゴリズムを含みますが、これらに限りません。）その他の当社又は第三者が公開していない情報を入手してはなりません。

第１０条（利用料金の支払）

１．基本約款における支払方法及び支払期限の定めにかかわらず、利用者は、本サービスの利用料金を、本サービスに係る報告書の提供後又は詳細説明の実施後に当社が発行する請求書記載の方法により、請求書発行月の翌月末日までに支払うものとします。

第１１条（非保証、免責）

１．本サービスは、ウェブアプリケーションに存在するあらゆる脆弱性を発見することを保証するものではありません。

２．診断の実施により発見されなかった脆弱性に起因して生じた損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

３．診断対象のウェブアプリケーションの構成、設計、開発手法又はネットワーク環境に起因して、診断結果に誤差又は制限が生じる場合があります。この場合、当社は責任を負わないものとします。

４．本条の規定は、基本約款に定める非保証及び免責の規定に加えて適用されるものであり、基本約款の規定を制限するものではありません。

第１２条（本サービスに関する損害賠償）

１．本サービスにおいては、基本約款における当社の責任の規定である「当社サービスの１ヶ月分の利用料金相当額」を「当該損害の原因となった本サービスの利用料金」に読み替えて適用するものとします。

附則

第１条（適用開始）

１．この約款は、２０２５年１０月２９日に制定され、同日より適用されます。